

被扶養者の要件確認調査を実施します

本年度も被扶養者の「要件確認調査」を行います。

「要件確認調査」は、給与上の扶養手当が支給されない被扶養者の方（23歳以上の子等）を対象に、被扶養者の要件を満たしているかどうか確認するものです。

例年、被扶養者の収入超過等により、遡って認定取消となるケースが多くみられます。この場合、取消日以降にかかった医療費を返還していただくことになります。

この機会に、ご家族が被扶養者の要件を満たしているか、確認してください。

被扶養者の
遡及取消しに
ご注意ください！

手続方法

要件確認調査の対象者および提出期間等については、所属所へ通知します。組合員の皆さまは、共済事務担当者の指示に従い手続をしてください。

取消しの対象となる方〈問合せの多い事例〉

「福利厚生ハンドブック（平成31年3月）P27～32にも事例を載せていますので、併せて参照してください。

1 被扶養者の収入超過

▶ 3か月連続で月額収入限度額（108,334円）以上となった。

パート・アルバイト等で、月の稼働日数が定まらず、月額収入限度額以上となったりならなかったりする場合、3か月連続で月額収入限度額以上となったときは、**4か月目の初日で認定取消**となります。

▶ 採用当初から月額収入限度額（108,334円）以上となった。

パート・アルバイト等であっても、採用当初から月額給与が継続して月額収入限度額以上となっている場合、**採用されたときから認定取消**となります。

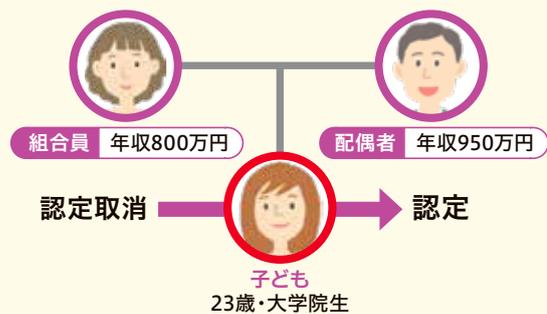
月の途中から採用された場合でも、その月の給料が1か月分支払われていたとすると採用当初から月額収入限度額以上となることが見込まれる場合、同様に**採用されたときから認定取消**となります。

2 扶養義務者の収入の変化

▶ 組合員よりも配偶者の収入が多い（差額が1割を超えている。）。

扶養手当が支給されない子については、組合員の収入が配偶者より多いか、同程度（差額が1割以内）であるときに被扶養者として認定できます。

※ 夫婦とも公立学校共済組合の組合員で、どちらも扶養手当を受給していないときは、申告書を提出した組合員の被扶養者として認定できます。



配偶者の方が収入が多く、差額が1割を超えている場合には、速やかに扶養替えが必要です。

3 「国内居住要件」の認定の要件を満たしていない

▶ 健康保険法および地方公務員等共済組合法の一部が改正されたことにより、被扶養者の認定要件に「国内居住要件」に関する規定が追加されました（令和2年4月1日施行）。

日本国内に住所を有しない方で、例外事由（認定できる事例）に該当しないことが判明した場合には、施行日（令和2年4月1日）に遡って認定取消となります。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎03-5320-6826